

# 大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち

## —山口家文書の紹介（その1）—

福田 以久生 滝本 可紀  
河内光治 長津一郎

### —研究計画の分担と進行状況

本誌前号（本学研究報告A-1-3）に、本学人文社会系所属の教員数名を以て構成した「北湘近代史研究会」の活動の一端を報告した。すなわち、数学科所属の山口匡一氏所蔵の家伝文書の整理と目録の一部である。

この研究会の究極の目的は、近年住宅地としての開発が激しく進行

している神奈川県北部の農村地帯（本学所在の厚木市もその例外ではない）に注目し、主として明治大正期の近代化進行の過程に農村に生きた上層農民の、生活の実態、意識の変化、思想の形成、生活慣行の変貌などを追及しようとするものである。幸いに山口家文書には、伊勢原市上粕屋の名主であった同家先祖の地方史料、明治期に入つて大住郡・陶綾郡の郡長から第一回帝国議会衆議院議員となつた山口佐七

### 分担

総括	
文書・日記解説・訥文作成	福田
目録作成	近代以前
近代	野崎昭雄（東海大）
日記解説・索引作成	滝本・河内
地理的分野の実地調査	長津

そして昭和五十四年秋までの進行状況を一覧表にすると、左の通りである。

部門	目録	叢文	索引	内発表予定容
近世領主史料	○ ○	○ △ ○ ○ ○		なし
近世地方史料	○ ○	× △ △ ○ ×		一部
近代書類	○ ○	× △ × × ×		一部
藏書関係	全部	全部	なし	なし
日記関係				
近代以前				
近代				

備考 ○は完了、△は進行中、×は実施せず、◎は公表予定を示す。

以上である。

われわれ四人を以て構成した北湘近代史研究会の主要研究テーマたる「北湘農村地域の近代化の思想的背景」には、四人分の學術研究費の投入はもちろんあるが、学長はじめ学園主脳部の暖かい理解と援助とが得られ、特別増加分が三年間支出された。そのおかげを以て、上述の如く研究の基礎段階は、おおむね五十四年度末には完了の見通しである。そしてそれ以後は、内容の吟味と相互討論の、本格的協同研究の段階に入る。特に記して感謝の意を示すとともに、今後の予定を公けにした次第である。

なお、研究の成果たる論文の公表はいうまでもなく研究担当者の責

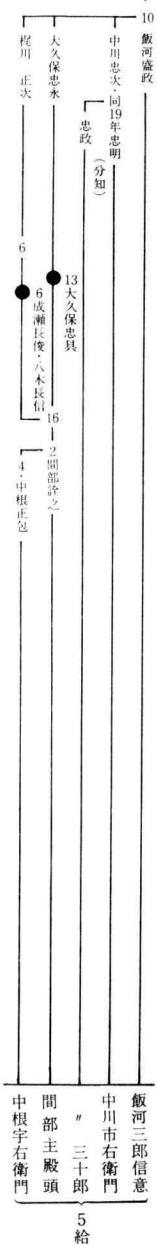
務であるが、上述のようにその実現には未だかなりの時日を要する。その為、本号以後、毎号の紙上をかりて、山口家文書の主要なるものを、テーマ別に紹介してゆくこととする。前掲一覧表の最下段の「発表予定」のものを、読者が史料として利用する時の便宜を考慮し、おおむね原文の体裁を忠実に生かしながら再現してゆきたいと思つてゐる。その際、現在進行しつゝある『神奈川県史』編さん事業の『資料編』に収めてあるものについては、これについて闇説することにとじめるとともに、他の文献類などの所見についても、紹介する予定である。

## 二 領主間部氏関係史料について

山口左七郎の先祖山口佐七は、後掲史料（四六ページ）で知られるよう、旗本間部主殿頭の勝手御用をつとめ、別の史料では、御小姓とも云つてゐる。かれの知行所は相模国上柏屋村であるが、『神奈川県史』資料編8（近世⑤上）では、同氏について、次のように述べている。

### (九) 間部氏

初代隱岐守詮之は高崎藩五万石間部詮房の弟。宝永元年（一七〇四）綱吉に仕え、同二年三月頃上糟屋村（伊勢原市）四給→五給のうち字“七五三引”を中心に五百五十石宛行。宝永五年→正徳三年（一七一三）にかけて下総・伊豆・三河国等に、また詮縛のとき、宝



暦三年（一七五三）田村（平塚市）九給に百五十石を加増、二千百五十石となる。上糟屋山口家が村方文書と間部家自体の資料を所蔵。詮之→詮綽→方元→詮邦『寛政譜』卷一四六一 二二一六六

上糟屋村自体が、間部氏他の旗本の知行所となつた近世全体の変遷

については、同書の「相模國七ヶ郡村別領主変遷表」（神崎彰利氏作成）に表示があり、再録すると、右図の通りである。すなわち、飯河・中川・同・中根と並んで間部主殿頭の五給の旗本知行所といふことになる。

本誌前号には、「近世のI」として山口家文書の中、この領主の旗本間部氏関係の文書を一括して目録に示した。一見して明らかな通り、その大部分は、間部氏自身の家譜・系譜に属するものであつて、直接、知行所の上糟屋村あるいは山口氏代々の人物に関連するものでない。したがつて、本報告で、このグループの文書の釈文を活字化する予定がないと前項一覧表に示した理由が了解されるであろう。

たゞ、所蔵者の言に拠れば、何故にかかる大量の間部氏関係の文書が山口家に伝來したのかという疑問については、明治以後同家は嗣子

大住郡上糟屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

が絶えて絶家となり、老婦人一人が没落窮乏の体となつてしまつた中で、旧来の縁で各種什物とともに換金したことがあつた。そのようないきさつの中で伝來したのであろうという説明であつた。裏付ける材料はないが、そういうものと理解しておいて差支えないのであるう。

前掲『神奈川県史』資料編には、その二六二ページ以下に

1、二八九（同書の史料番号、以下同じ）慶応四年八月 鎮將府達書（本誌前号目録番号64、召出状）

2、二九〇 慶応四年十月 鎮將府達書（65、召出状）

3、二九一 明治二年二月 間部式部總願書（75、願書）

4、二九二 明治二年八月 幷官達書（目録なし）

の四通が「地頭間部氏」の項に収載されている。そして、「知行地と財政」なる項目に、

5、二九三、文政三年、總知行地高役金納証文

6、二九四、天保十三年十二月、地頭間部氏一ヶ年暮方見積り帳

の二通が掲載されている。前者5の文書は、目録「近世のI」の31号文書であるが、6は「近世のII」の161号文書である。したがつて、今

ておきたい。

後のわれくの計画による活字化に際してもこの文書の掲載は省略することになるが、このことに関連して、われくが「近世のⅡ」として目録化した山口氏関係の文書中には、この6の如く、本来は旗本間部氏の家政に関するものが含まれているということを特記しておきた。すなわち、厳密には地方文書というべきでないものである。以下に、この類いの文書番号と表題を列記する（もちろん、番号は、本誌前号の目録のそれである）。

### 三 山口左七郎の先祖たち

山口家所蔵の「過去帳」によれば、筑前黒田家の家臣野田平右衛門を大先祖とし、その孫野田佐五兵衛良久の代に故あって当相模国に移住した。その妻の弟の山口佐治衛門泰信は秦野堀郷大藏山下の山口紋左衛門の二男に当るが、名字を改めて当家の祖となつた。以後、佐七（法名了覚）となる。その左七以後については、「過去帳」よりも良好の史料がある。その目録番号151・「山口家由緒書」を次に掲載する。

左七郎の父に当る作助恒固の筆になるものである。作成年代は、表紙にある通り、天保五年（一八三四）十一月廿日である。

（表紙）

136	山下幸内写	享保6・3・25
137	新改正当御公家鑑	寛保2
138	下總國高役金約証文	文政1
139	御知行所米金納込仮積帳	天保12
140	一ヶ年御暮方見積	天保13・12
141	御屋敷様一ヶ年御暮方見積覚	天保13
142	日光社御供諸御入用勘定控帳	天保14
143	この他、169・170・171・172・177・183・190・200・201・202・206・210などの文	
144	書、写の類は、今の所断言はできないものの、同様のものである可能性がある。	

たゞ、これら、山口氏あるいは上柏屋村と直接関連しないからと云つて、本研究と全く無縁であるとか、さらには、研究上無価値なものであるとか云う説にゆかないことはもちろんである。本研究の進行につれて紹介が適當と思うものについては、適宜採用することを付言し

145	旧来有之由緒書類先年焼失の砌 うしなひゆ也	天保五年 十一月廿日
146	下タ調	
147	山口家ノ由 <sup>(マ)</sup> 誌書	
148	恒 固	

一山口佐七事御地頭間部主殿頭様御勝手御用相勤ひに付、苗氏帶刀御免諸士以上格にて、五人扶持宛年々村方御収納の内にて被下、

右佐七長男幼名内藏之助其後山口作右衛門と改め、其後八王子与力同心三神乙右衛門養子に相成、三神左司衛門源恒幸と名乗、当村より出勤ひ也。御頭中村芳吉組下也。右左司衛門劔術を能く遣ひに付、御頭より申立に相成、政府御掛り若年寄御覽に出ひて、賞として白銀五枚頂戴致しひ也。

一妻は同郡千次谷村農曾我千右衛門の妹を貰ひて、女子武人有、長女りせ、二女瀧相続す。

佐七事子供六人男三人女三人

長男 左司右衛門

次男 重八

此もの下柏谷村能條幸内方相続す

三男 定次郎

此もの高座郡門沢橋村柏木定右衛門方相続ひ也

長女

此もの愛甲郡厚木上宿柳川四郎左衛門妻に縁付く。家号一文字

屋と云

二女 りせ

此もの串橋村斎藤至左衛門妻に縁付く、子五人有之。惣領男老人

先方へ置、四人連離縁ひ也。男老人女三人、内女老人十五歳に病死す。老人油屋皆兵衛へ養女に遣し、其後伊勢原桐生へ縁付、老女は栗原村石井専次郎妻に相成り、すみと云。男元二郎

大住郡上柏屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

は下柏屋村山田伴右衛門長女たかに縁付別家いたしひ。商売不都合に付當方を仕舞、江戸へ家移行、江戸にて両人共卒しひ也。右母りせ事、栗原村石井吉右衛門後妻に相成ひ也。右専次郎父

也。

三女もよ事、落幡村関野仁左衛門長男弥太郎妻と相成、別家す

一三神左司右衛門相続二女瀧へ、同郡土屋村人増水嶋忠左衛門三男喜三郎を貰受相続ひ也。山口左司右衛門源真純と申候也。文化十一

年戌年養子來り相続す。子供五人男武人女子三人、惣領山口内藏助十三歳に卒す。次男龜之助家督相続す。後隣之助改め又作助源

恒固名乗ひ也。女子は生れてまも無く死す。のち六歳にて疱瘡にて死、十一歳にて同じく疱瘡にて死去ひ也。依て作助老人に相成ひ也。栗原石井専次郎娘惣領おせい妻に貰ひ處病死す。其後高座

郡浜の郷村熊沢林右衛門妹貰ひ處不熟に付離縁す。其後下総相馬郡押戸村大越清右衛門妹なみ貰受、女子老人生す。りんと云。

男子無之に付、生沢村二宮貞勝氏の心配を以、豊田村宮下長尾長左衛門二男忠造を貰ひ受け処、不幸にして離縁す。依て二宮氏厚き配慮を以て、足柄上郡金子村間宮若三郎二男仁三郎を養子す。仲人井の口村大嶋四郎兵衛、二宮貞勝両人心配にて調ひ也。嫁は二宮氏。

なお、この冊子に挿入された一紙文書二通を参考までに掲載する。Aは、作助が筆録したものと推定されるが、その作成年代は不明。Bは、印刷された用紙であって、半折中央部下段に「此君亭」とある。

後にとりあげる「日記」の中に同一の用紙を使用したものがあり、左七郎の号であったと思われる。

### A 法名列記 (一) 内は筆者注記

実相院放了竹前居士(左七)

観院智明大姉  
(照)

男子三人

女子三人

永福院実翁悟参居士(「過去帳」の作右衛門、三神左司右衛門恒幸)

三神左司右衛門恒幸

永寿院眞心良姓大姉

女子武人、老人三才にて卒

一葉禪童女

老人残りたき相続印

当国土屋村水嶋五郎右衛門邦義三男、幼名喜三郎当家相続、妻三神

嘉司右衛門娘たき

左願司道居士(左司右衛門直純)

永瀧院鶴顔妙容大姉(たき)

(「過去帳」では前者は永徳院鶴翁寿山居士とある)

天保元庚寅年  
(一八三〇)  
三月廿一日生

なみ  
四十七歳三月

### B 山口左七郎履歴

明治十年五月改  
(一八七七)

第百三十九番地

神奈川県宮下第廿一大区十小区

足柄上郡金子村農間宮若三郎亡二男  
(一八七一)

明治四年八月十九日養子す  
(一八七二)

明治五年十月家督  
(一八四九)

嘉永二巳酉年五月廿三日生  
(一八四九年五月廿三日生)

明治九年十二月十一日神奈川県十二等出仕拜命

明治十年一月十八日七等属被命印也

戸主

山口左七郎

二十八歳一月

養父

隠居

山口 作助  
(一八一七)  
文化十四丁丑年  
十月九日生

千葉県宮下下総国相馬郡押戸村農大越清右衛門亡二女  
嘉永五子年十一月十八日娶

五十九歳八月

天保元庚寅年  
(一八三〇)  
三月廿一日生

養母

当県宮下第廿二大区一小区陶綾郡生沢村農一宮貞勝長女  
(一八七五)  
明治六年九月廿四日娶る

妻

(一八五二)  
嘉永五[壬]子年

まき

[武]月廿三日生

二十四歳八月

妹

りん

(一八六八)  
明治元戊辰年

十二月十六日生

長男

山口 多朗

八歳六月

(一八七五)  
亥明治八乙亥年

六月廿六日生

二歳

右の通候也

以上から、

① 佐七—内藏助（三神左司衛門恒幸）—滝  
② 滝  
③ 滝

——亀之助（隣之助・作助恒固）

水島喜三郎

（山口左司右衛門眞純）

作助恒固

まき

（間宮仁三郎）左七郎

りん

なみ

大住郡上柏屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

という順序がはつきりする。弘化二年六月と同四年正月に大阪に上った山口隣之助は日記帳二冊（165・167）を残しているが、かれは作助その人であった。

さて、山口左七郎は、作助の実子ではなく金子村の間宮若三郎の二男であることが明らかである。その出生先の間宮家まで調査は現在及んでいないが、別の角度で判明している資料を次に提示する。

大正十二年（一九二三）三月に上梓された『足柄上郡志』の伝記の部に、間宮若三郎について次のような記述がある。原文のまゝ転載する。

## 九 間宮若三郎

金田村金子の人なり、間宮家は世々名主を務めたる舊家にして、天正十八年北條氏の爲に、山中城を守りたる豊前守康俊の裔なり。氏は資性磊落不羈にして些事に心を勞せず、權貴に對して忌憚する所なく、己の意志を表明し、庶民に向つて知ると知らざるとの別なく、愛撫懇切子弟を見るが如し。領主大久保侯より封内名主總代として東筋名主取締りを命ぜられ、常に小田原城下に往来して、助郷役等を勤むるを以て、三嶋以東の海道筋に於て其名を知らざる者なく、精勵克々其職を盡すを以て、侯より帶刀を許され、幘を賜はる。藩吏山崎金五右衛門と親交あり、共に二宮翁に私淑し、開拓事業を贊し、自ら居村字村河原の地、川音川の水害に罹り、良田湮没して荒廃に歸し、平坦なれども松櫟等の雜木林となり居るを見て、之の

上田成林を開墾せんとの計畫を立て、藩に建議し、許されて奉行の派遣を請ひ、實地踏査して酒匂川の上流、川村岸岩流瀬に水闌を設けある松田堰を、拡張延長して用水を導き、松田町惣領川内に來り、更に川音川に落し、同川の水と合せて東方に引き、上河原に達せしむるの新堰を設けて、灌漑に供し一方村内字水神松下に於ける山脚を切取り、其跡は良田となし、土壤を運びて新堰に流し、林木を伐採して拓きたる畠に、各々水口を設けて流れ来る濁水を導き入れて田となし、漸次に水下に及ぼし、余流を東南に導き、村内字坊村の地先までは開渠となし、字馬場の稻荷山の下は隧道を穿ち字宮地に出で畠地を新田に開きて、終に此事業を完成せり、現在上河原は良田となりしが、宮地は水路の遠きと、水量の十分ならざるより、今は畠に復せり。當時の免狀に曰く、

其方儀、村方兼々水不足にて、木立成庵畠に相成居候處、開發の儀に付ければ、不一通存込、古田水懸之模様混相考、且十文字堰加水懸等、品々工夫致し、水懸引之儀、小前共氣受も宜相進み、部内田面水行渡り、見込通開發出來候に付ては、不一通心配致し、骨折候故之義者、委細達御聽にも、一段之事に候、依之榜協指可差免旨、被仰出候間申渡者也。

嘉永七甲寅年十一月十八日

黒柳 九兵衛（花押）  
竹内藤右衛門（花押）  
井澤佐右衛門（花押）

金子村  
名主

若三郎どのへ

其他安政四丁巳年三月十七日付を以て、『戌年以來五ヶ年間、助郷

方、盡力不尠廉を以て苗字差免、御紋附御上下老員御下賜。』又慶應元年には、『兩度御上洛御進發にて、助郷役行届きたる廉に依り、恃一代榜着用を差免。』又慶應三丁卯年六月二十八日付を以て、『器械御改に付、莫大の御物入を恐察し、金子上納の廉を以て、帶刀差免、恃一代苗字差免、真岡木綿貳反、御酒吸物下置。』又文久酉年八月付を以て、『村方非常備金積立之儀を發起致し、去申暮に至るまで五千兩余相備候廉に依り、恃一代脇指差免、真岡木綿三反、御酒吸物下置。』又慶應三丁卯年九月六日付を以て、『卯年以來度々之水災にて、荒地多き所、小前之者に利解爲致、不殘自力開發致し、其上畠成田開發目論見、神山村和田崎より加水堰を始め、新堰路堀貫穴等、種々工夫致し、御收納相増し候儀に付、生涯の内年々米貳俵宛、御紋附三ツ組御益、白銀五枚（此金三兩壹歩參朱錢壹貫三百五十文）下賜』等の文書あり。

田所の名主として、地主として、自ら耕作し、小前の者に模範を示し、獎勵する必要から馬二頭を飼ひ、男女の僕婢を數人傭ひ、指示せらるゝが例であつた、而て苗代田は、自己必要の外、數町歩分の苗を余分に仕立て置き、自村の田植の了はる頃、輕裝して上下兩郡内を隈なく視察して、苗の成長不良や、病蟲害に罹れるを發見せず時は、地元の名主に注意して、自家に仕立て置ける苗を供給して植ゑしめ、領内悉皆植附の済むを待つて、其の事情を奉行所に報告して、後自己的苗代田を植うるが常例であつた、實に領主に對して忠

勤、農民に對して親切と云ふべきである。

封建時代には、稻作の黃熟する頃、領主は奉行をして立毛を檢見し豐凶に依りて貢額を定む、其時は、前以て自作田の坪刈をなして参考に供す、愈々年貢を納むる時、係の奉行が米の品質、枚目、調製等に就て、彼此批難し納付を中止せんとする時は、折角城下迄運搬せし米俵を、各家に持返りて精選するより外に途がないので、農民の困難一方ならず。此の事を聞かるゝと、何れの村なりとも、自ら進んで奉行に對ひ、自分は年々試作して居れど、本年の天候にては、米の乾燥斯の如きは恕せざる可らず、若し此米にして御上納叶はざる時は、我金子村は一俵も納むる米なければ、已むを得ず金納を願ふの外なし、願くば農民の粒々辛苦より實れる米なれば、本年だけは寛大の思召にて、上納を濟ませられたし、翌年は率先して一層調製に注意して、御奉公を憚るまじと調停さるゝので、大抵は聞濟となつたといふ、上下の意志を疏通して、よく名主の本分を盡くされたりといふべし。例に依り元旦は子前の年始を受け續て村内三百余戸を自ら廻禮され、各個人の生活振を實見され、一々胸裡に祕め置き、御用の隙を見て某々を喚出し、其方は平素丹誠する效ありて、前年より垣根の修繕、周囲の掃除、堆肥の準備、實に感心せり、尙一層精勵せよと酒食衣料を給せられ。或は其方家内不和なる由を聞き及べるが、年始の際窺ふに、果して取れ石も少なく生活も不如意らし、斯様にては老親を養ひ子供を育つるに困難ならむ、今

大住郡上柏屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

後自家の仕事を手廻はし、月に二三日宛、我家の用を足せ、相當の

日傭賃を拂はんと論さる。斯く善行者は益々向上せしめ、怠惰者は自宅に傭ひて、氣質を矯正さるゝので、其感化不知不識の間に一般に普及し、家々輯睦するに至れり。公私の用向繁多なるに拘はらず、風雅の道に嗜味を有たれ、書蹟もなかなか美事で、殊に俳諧の堂奥に入られた、其竹林園竹司の雅號は、屋後の廣き竹藪を整理され、尺以上の蒼竹簇々林を成せしより撰まれたるものなるべく、而して令閨亦深く斯道を嗜まれ、花郷女と稱せらる、左に二三章を擧ぐ、何れも眞意の那邊に存せるかを察すべく、其品格の高潔を窺ふに足らむ。

おしかりて、田主も切らぬ、柳か那。

竹司居士

捕る慾も、なくて見にけり、初螢。

同

袖に散る、雪もけしきや、若菜摘。

花郷女

明治四年一月死去され、長男金三郎家を繼ぎ、次男仁三郎中郡高部屋村山口家を冒し、左七郎と改名し、長く中郡長を務め、後年第二回衆議院議員に當選せられき。

こゝに示した文献上の所見のすべてが、果して事實か否か、上郡志の編さん者の主觀にうらづけられた伝記的説明であることは、十分考慮されねばならないであろう。しかし、今その細部に立入ることは省略する。

左七郎が間部仁三郎として二十二歳の青年時まで、上柏屋村ではな

く現大井町の金子村で成長したことは、同人の思想形成の過程を探究しようとする場合、重要である。とくに、その仁三郎を中心とする交友関係、なかんずく、国学・和歌を通じての小田原在住の吉岡信之の門人であったことに絡んでの同門・同好の友人たちとの交流は、本研究の中心課題であると云つてよい。かれについてはその日記を丹念に解読し、索引を作成しつゝある。研究に長時間を費す必要があるというわれくの認識は、一にこれによる。後日の公表を期して、今は一言触れておくに止めたい。

作助恒固は、前引「過去帳」には、法名を清光といふ、その注記に、

「永徳院（山口左司右衛門源真純）ノニ男ニシテ」「石倉ノ旧宅地ヲ七  
五三引ニ移転ス事業ハ明治維新ノ際トテ工事以外ノ苦心多大ナリ後  
年民政資料好参考トナレリ 行年八十二歳卒」

とあって、明治三年（一八九八）に没した。その晩年（正確な日付は不明）に、次のような遺言を子左七郎ほかにあてゝいる。

### 199 申 置 書

（表紙）

申 置 書

私事死去候共必ず葬式はいたすまじく、其儘明朱院の墓の所へ埋置  
け事。後年に相成、内の都合に寄、法事にても可致け事。依て他人  
は勿論親類たりとも見舞等相断け事。追て法会いたし呉け砌可受け  
事。たとへ後年いたし呉け共、可相成龕末にいたしけ事。ていねい  
なる事、世間をつくる事は私堅く断け也。最早死け上は何れの取  
計に相成け共、当主の存寄次第、乍去ていねい成事は呉々も断け也。  
兼務寺本寺隣寺其外無拋寺院へ、布施はいたし遣し呉け様。但し埋  
葬け跡には極々龕末の法事け事。是は経も読みに布施遣す事にも不  
参い故、少々計り為読、其思召にて取計可被下け。私等事は仏葬に  
も無之、神葬にも無之、自葬祭にけ。存生中に自分少々修行いたし  
置け間、此趣寺院衆へ御断可被下け。何月何日に相果け共、九月十  
日の日取りいたしけ様、頼置け也。葬式は極朝早く寺へ持行、先祖  
代々位牌の前へ置、夫より墓所埋め呉け様。但し女子の見送りは、  
内の庭ぎり、寺へは不参け事。私より今様の事始めけ也。跡にて墓  
参りけ事。男子は送り呉け事。右の通り取計け事。右仕事中相成丈  
龕末の方、勝手のぜん部の事は、油揚奄タひり平皿丈に致しけ様、  
膳きり引菓子等もいたすまじくけ。後年法事の砌可致事にけ。且穴  
掘りかん持其外はたらき呉けものへは、何程づゝ金手当いたし遣し  
呉様頼け也。

山口左七郎殿

山口恒固

石井吉右衛門殿

二宮貞勝殿

水島五郎右衛門殿

柏屋有彦殿

井外 親類衆中

廟所埋所へのしるしは

山口恒固墓と印、建吳<sup>(マツ)</sup>い事

仏壇の位牌も同様

山口恒固位牌と印吳<sup>(マツ)</sup>い事

後年法事いたしげのちは、法号

明性院鉄山恒固居士可致<sup>(ハシ)</sup>い事。もし坊主彼是申<sup>(ハシ)</sup>はゞ、先通り法号

なしにてよろしく<sup>(ハシ)</sup>い。

一後年葬式旁法事<sup>(ハシ)</sup>共、ひ屋杯鎔<sup>(ハシ)</sup>い事、四方幕杯と申事は不残廢<sup>(ハシ)</sup>い事。其外都て鎔ものもはいしげ事。可成丈手輕にいたしげ也。但し法事仕舞<sup>(ハシ)</sup>はゞ、直に精進落したし候事。尤仮埋葬中は決て精進いたすに不及<sup>(ハシ)</sup>い事。吳々も申置<sup>(ハシ)</sup>也。

一先年の様に寺へ依類其外揚物等は不致<sup>(ハシ)</sup>い事。

少々布施は其心情にて少々増<sup>(ハシ)</sup>い事。是も多分増には不及<sup>(ハシ)</sup>。其替り何か寺に残り<sup>(ハシ)</sup>ものを残し可吳<sup>(ハシ)</sup>い事。

一仏事終り<sup>(ハシ)</sup>砌は、内の紋を付置<sup>(ハシ)</sup>幕を寺へ張り<sup>(ハシ)</sup>事。

大住郡上柏屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

一私等死去候取片付方左に

大きな水瓶を求、右瓶に入れ、仮に杉にても松板にてもふたを挿<sup>(ハシ)</sup>也。本ふたは切石にて但し一枚にて薄く為切、夫を板のふたの上へ置<sup>(ハシ)</sup>事。右瓶の外を松の五分板にて箱をさし、其上へ晒木綿にてふくろを挿、包<sup>(ハシ)</sup>い事。右をのせ<sup>(ハシ)</sup>台、松の敷居か何か武寸厚位のものにて挿、但し鎔等不致、只々丈夫に<sup>(ハシ)</sup>事。右の台の儘置<sup>(ハシ)</sup>。又台式つ入用<sup>(ハシ)</sup>事。其外は墓所へ建<sup>(ハシ)</sup>印杭、此くるへ山口恒固墓所と印也。此外に位牌右同断、恒固位牌印のみ。

この史料の冊の中に、紙質と筆勢のことなる別人のものと思われる一紙が挿入されている。文意から云つて、左七郎のものと推定される（前号の目録には載っていない）。

わがちゝことし七十三の春をむかへさせられるに、世の常とて身體さへおもふまにく<sup>(ハシ)</sup>得はたらくことも兼はざるを、おのれもまた、かしづきまつることのいとうとうとましけれど、それらの不自由を忍せられ、つれぐのあまりに、この狂句などものして、おのれにしめされける。そが中に目もおぼろ、歯はぬけ、耳もまた遠く云々のはしがきさへそろひければ、めやみゝのおぼえはたへしれるてふ、こゝろのはるべかすみなるらん

かれは自から法名を明性院鉄山と期待していたらしいが、「過去帳」

には、清光院鉄山恒固居士とあり、明治三十一年三月十日に没した（近代目録Ⅲの847号）。

#### 四 上糟屋村について

山口氏の先祖がはじめて上糟屋に居住した時点は正確には不明である。しかし長期間にわたって生活をつづけた場について、われくは一応の理解をもっておかねばならない。

神奈川県下の郷村について、江戸時代の様相を知ろうとする場合、まず参考とすべきものは、『新編相模國風土記稿』である。その卷四、村里部大住郡卷三に、糟屋庄と題して、次の如くある。

##### ○上糟屋村加美可須夜牟良

古書に、或は糟谷と書す、郷名を唱へず、按するに、下糟屋村は、古高部屋郷と、唱へしと傳ふれば、此村も其唱へりし事知べし、元暦元年九月、源賴朝先例に因て、此郷を大山寺領に寄附す、事小名右件田畠任先例無相違、可早任先例引募大山寺畠等七日、袖判當所は、糟屋庄の本村なり、土人の傳へに、往昔糟屋藤太後左兵衛尉有季、居住の地なりと云、居賣、下山村内熊野社に、

##### ○上糟屋村加美可須夜牟良

古書に、或は糟谷と書す、郷名を唱へず、按するに、下糟屋村は、古高部屋郷と、唱へしと傳ふれば、此村も其唱へりし事知べし、元暦元年九月、源賴朝先例に因て、此郷を大山寺領に寄附す、事小名右件田畠任先例無相違、可早任先例引募大山寺畠等七日、袖判當所は、糟屋庄の本村なり、土人の傳へに、往昔糟屋藤太後左兵衛尉有季、居住の地なりと云、居賣、下山村内熊野社に、

建久七年、有季願主にて、鑄造せし鐘あり、其銘に大住郡之邊有二伽藍、名ニ極樂寺、寺の號なり、別當澁鰐季舊、劫驗日新、蓋乃曾祖父藤原盛季之福田也、云々とあり、又糟屋系譜に、左大臣冬嗣の孫元方、糟屋庄大夫と稱し、其子久季は、糟屋庄司と載す、是等に據るに、元方初て庄内に住して、在名を以て稱號とし子孫聯綿と、此辺を領せしとなり（中略、文献上の所）此村上下二村は分ちし、年代詳ならず、されど天正十九年、村内の神社に賜りし御朱印に、上糟屋鄉（見が列記してある）此村上下二村は分ちし、年代詳

寛文十三年三月、大久保半右衛門間部氏の采延寶六年四月、成瀬五左衛門・八木仁兵衛中根氏の采邑の等糾せり、江戸より十七里半、家數百三十八、此外長更廿廣三十町半、袤十四町余、東下糟屋・東富岡三之宮・板戸・田中三村、往還五條を通ず、其二は大山道、一は田村通と北・西富岡・日向二村、一は長後通と云、幅一丈、一は荻野郡愛甲道、一は田村通に合す、幅一丈、下同、一は樂師村日向道と唱ふ、飛地上子安村に在、五段一畝、尺、一は高札場四〇小名△子易△石藏伊之女久良、七五三引比喜、△峯岸△秋山北條役帳に、中郡秋山内粟窪分と載す、但其頃は廣く係りし地名に専ら唱へにや、實水譜にも、秋山上糟屋と記せり、粟窪は今一村となり、△山王原△臺△久保△尾崎△一牛王△辻△渡打△原△内出△井戸久保△川上△三軒茶屋△足立岡△山八△澁田・塔ノ坊△虫送△一本松△二ヶ久保△烏帽子△芝△木立等の名あり、何れも登三四町、一〇坂三△こうこくば、三十間觀音、許一町半ぞうじば許一町半等の名あり、

○高見原村の中程にて、廣十町、袤四町許の地なり古戰場なりと云、今都で白田となれり、此邊に古塚廿六基あり、當時戰死の者の塚なるべし、按するに、當所合戰の事、未だ考ふる所なし、（中略）○澁田川北方、澁田山の麓より流出し、西富岡村に入、又當村に來る、上流幅四尺、源は、弓張川善波太郎此川水にて、弓弦を潤と唱へ、下流三間、许

川 西界を流る、幅三

さらに続けて、子易明神社・熊野社・洞昌院・宗源寺・金光寺・徳雲寺・宝泉寺・智光寺・補陀寺・自性寺・吉祥院などの寺社をあげ、それゝ由来や宝物・建造物について略記してある。この地には、かの太田道灌を誅殺した主の上杉定正の邸があつたため、それに関する史料をあげ、また関連する墳基・邸址などについても述べる所がすくなくない。

さて、江戸時代の郷村の概況をつかむためにもっとも根幹的な史料は、水帳・野帳の如き土地台帳である。これについては残念ながら、残っていない。文書番号**129**、**粕屋庄公所坂間郷田畠御検地帳**（寛文五・九・廿四）と**130**、**大住郡長持入部御水帳写**（寛文六・四）の二通と、寛文十三年紀の**田方水帳写**など四通（**131**～**134**）は、いずれも、当面対象としている上粕屋村のものではない。

年貢割付状は、貢租徵収を目的とした領主行為の直接的な表現であるが、それは当然その郷村の石高とその基礎たる田畠その他の面積を示しているので、土地台帳の類が見出せない状況を補うのに有効である。

175 嘉永六年（一八五三）一月定免割付状

当丑ノ已迄五ヶ年定免割附ノ事

相模国大住郡

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

一高五百六拾七石七斗六升六合九夕 上粕谷村

内 壱石弐斗三升三合 宝永二酉改出入

八石八斗七升五合 秋山越石不入反別

此反別九拾五町八反三畝廿壹歩半

内 拾三町四反六畝壹歩半 田方

八拾弐町三反七畝廿歩 畑方

此訛

一上田四町九反七歩半 石盛十五半

内

八畝廿四歩

前々永荒砂置引  
新溝代引

五畝廿四歩

寅丑ノ川欠引

五畝拾六歩半

子ノ新溝代引

壹畝步

子ノ新砂置引

武畝拾五歩

残而四町六反九畝廿壹歩

四町五反四畝三歩 但反ニ六斗弐升取

此取米弐拾八石壹斗五升四合

壹反五畝拾八歩

畠成リ但反ニ三斗壹升取

此取米四斗八升四合

一三中田町六反八畝拾歩半

石盛十三半



壱反廿三歩

寅ノ山崩引

但反ニ永三拾文取

残而式拾町式反四畝廿四歩半

但反ニ永百四拾五文取

此取永式拾九貫三百五拾九文八分

一中烟拾六町八反五畝廿壱歩半 石盛五ツ

一高八石八斗七升五合

秋山越石

此取米四石六斗壱升五合 但免五ツ式分

内 壱反廿三歩 前々永荒引

四畝步

寅ノ山崩引 残而拾六町八反廿壱歩半

小以 永八拾九貫式百四拾三文九分

外

一烟七反歩

御林跡見取

此取永三百五拾文 但反ニ永五拾文取

一烟壱町五反六畝七歩半

馬竹山跡見取

此取永六百式拾五文

但反ニ永四拾文取

一米式石壱合

口米

一米拾石五合

廻米

一永式貫七百六文六分

口永

納合 米八拾式石五升七合

永九拾式貫九百式拾五文五分

此定免

米七拾五石八升式合

一山下烟七町七反四畝拾式歩半 石盛壱ツ半

此取永式貫三百式拾三文式分

大住郡上柏屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

納付

印 田方の内八分五厘減

(張り紙)

永九拾弐貫九百弐拾五文五分

右の通相定之条、村中大小之百姓并出作之もの迄、不残立合無高下  
致割賦、十一月一日限急度可令皆済、若於難渋は可為越度者也。

嘉永六丑年正月 金田庸右衛門 印 上田八歩作 印

右村

名主 組頭 江

惣百姓

一上田四町九反七分半 石盛十五半

内

内

八畝弐拾四分

前々永荒砂置引

武畝廿壱分

新溝代引

五畝拾六分半

寅丑ノ川欠引

壱畝分

子ノ新溝代引

武畝拾五分

子新砂置引

残而四町六反九畝廿壱分

内

四町五反四畝三分

但シ反ニ六斗弐升取

此取米弐拾八石壱斗五升四合

壱反五畝拾八分

烟成リ

但シ反ニ三斗壱升取

此取米四斗八升四合

一高五百六拾七石七斗六升六合九夕

相模國大住郡 上柏谷村

内

壱石弐斗三升三合 宝永二酉改書入

八石八斗七升五合 秋山越石反別不入

壱反弐拾分

寅丑ノ川欠引

此反別九拾五町八反三畝弐拾壱分半

内

拾三町四反六畝壱分半 八拾弐町三反七畝廿分

田方

此訛

石盛十五半 煙方

五畝廿三分	前々永荒砂置引
六畝分	新溝代引
壱畝五分	此取米拾三石六斗八升八合
三畝廿五分半	子新溝代引
残而三町四反廿七分	子新砂置引
内	九反武畝五分
三町八畝卅三分	但シ反ニ五斗七升取
此取米拾七石六斗	烟成り
三反武畝四分	但シ反ニ五斗六升取
此取米八斗三升五合	烟成り
内	但シ反ニ五斗六升取
一下田三町九反七畝五分	石盛十壱半
内	拾武歩
武反武畝卅七分	前々永荒砂置引
三畝拾武分	武畝拾四步
壱反壱畝拾四歩	八分
武畝分	壱畝廿壱歩
武畝歩	七畝壱分
残而三町五反五畝拾武歩	残而七反八畝拾武歩半
内	内
武町六反三畝七歩	前々永荒砂置引
但反ニ五斗武升取	寅丑ノ川欠引
大住郡上柏屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）	新溝代引
寅ノ山崩引	寅丑ノ川欠引
子ノ新川欠引	寅の山崩引
三反三畝拾五分	煙成り
此取米五斗三升六合	但反ニ壱斗六升取
内	但反ニ壱斗六升取
一上烟式拾町三反六畝拾七歩半	石盛八ツ

一屋敷烟武町五反壱畝拾八步 石盛十

此取永三貫八百九拾九文八分 但反ニ永百五拾五文取

一高八石八斗七升五合 秋山越石

壱畝步 溶池敷引

内 壱畝步 寅山崩引

残て武拾町式反四畝卅四歩半

此取永武拾九ノ三百五拾九文八分

但反ニ百四拾五文取

一中烟拾六町八反五畝廿壱歩半 石盛五ツ

壱畝步 前々永荒引

内 四畝步 寅ノ山崩引

残而拾六町八反廿壱分半

此取永武拾壱ノ九文 但反ニ永百廿五文取

一下烟武拾六町畝五ノ半 石盛三ツ

内壱畝分 寅の山崩引

残而武拾六町五畝五分半

此取永武拾七ノ三百五拾三文壱分

但反ニ永百五文取

一山烟八町八反三畝五歩

此取永五ノ武百九拾九文

但反ニ永六拾文取

一山下烟七町七反四畝拾武歩半

此取永武ノ三百廿三文武分

但反ニ永三拾文取

納付 米七拾五石八升武合

永九拾武貫九百武拾五文五分

此定免

田方之内八分五厘減

(付箋)

外

米壱斗壱升四合

中田三畝廿五分皆川欠に相成ひ処、内式畝分萬

延元申年より起返り取米斗納

右の通相定之条、村中大小之百姓并小作之者迄、不残立合無高下致  
割賦、十一月十日限、急度可令皆済、若於難渋は可為越度者也

文久三年正月

金田 卓尔

金田庸右衛門

印

右村

名主

組頭 江

惣百姓

内

米七斗九合六夕壱才

川欠溝代砂置引

同三斗四合五夕七才

辰ノ新川欠引

同七石武斗

山口左司右衛門御扶持尤御省略中

米六十四石四斗  
九升五合。五才

壱人扶持御借上げ

同九斗六升八合七夕七才

百姓庄七持上田九畝廿七分中田三

一通と、明治初年のもの二通が残っている。明治三年の二〇三号は、  
割付と皆済目録が一通となつてゐるが、それ以下に当時の収納関係を  
示すので、併載する。なお、線で囲んだ部分は貼紙部分である。

182 年貢皆済目録 安政五年（一八五八）十二月付

當午田畠御年貢上柏谷村皆済目録

米壱石一升四合壱夕八才

辰ノ新川欠引  
溝代砂置引

小以米九石壠斗八升式合九夕五才

山口左司右衛門御扶持方三人  
分村方取締給被下之

高五百六拾七石七斗六升六合九夕

一 米七拾五石八升式合

五石四斗

米武石 名主給被下之

壠石武斗堰代御手當被下之

九斗六升八合七夕七才

小以十石五斗八升二合九夕五才

差引残而

米六拾五石八斗九升九合五才

此俵百六拾四俵ト 但シ四斗入

式斗九升九合五才

代金百三兩壹分ト

永武百武文壹分九厘七毛

但シ兩ニ六斗三升七合替

代金百十三兩壹武朱ト

永四文四厘也

一永九拾弐貫九百廿五文五分 煙方

内

高式石七斗五升九合八夕式才

永七百廿九文六分壹厘

宗源寺元御寄附

引残而

永九拾弐貫九百九拾五文八分九厘

一 永壹貫文 水車運上納

百九十三兩壹分ト

永武百武文貳分九厘

小以金九拾三兩ト

永百九拾五文八分九厘

合金百九拾六兩貳分ト  
永百四拾八文八厘七毛

内

永百武拾五文

同百武拾五文

金三拾三兩也

烟方金ノ内六月納

金四十五兩也 八月納

金三拾五兩也 同断九月納

金三拾兩 十月御賄金  
九月納

金武拾三兩也 同断十月納

金四十五兩

金四十五兩

金武拾八兩壹分ト

永武百拾五文三分

六厘七毛 内四拾四兩永三百廿五文ハ無利足十ヶ年

永壹貫貳百文 利足

一 金四十兩一  
(抹消線アリ)

賦、御下ヶ残而金武百四拾兩永三百廿八

文六分五厘、年五分利足十ヶ年賦御下

ケ、去ル已年御下げ分

金拾貳兩ト 右利足去ル已年分

永拾六文四分三厘貳毛

金四十両 十月月納

御地頭所様

御役所

金武拾八両壱分ト 前同断当午年御割下げ分

永武百拾五文三分六厘五毛

金拾両三分ト 右利足当午年御下げ分

永六百九文七分八厘九毛

小以金百六十壱両壱分ト  
永武百文

小以金百七拾壱両ト

永拾六文九分五厘壱毛

差引残而  
金三十両ト  
永武分九厘

金武拾五両武分ト

当午暮奉御上納レ

永百三拾壱文壱分三厘六毛

午御収納割附之事

相模國大住郡  
間部篤四郎上知

檢見

一反別九拾五町八反三畝廿壱分五厘  
此高五百五拾八石九斗六合四夕

上粕屋村

御知行所

相州大住郡上粕谷村

名主

此 訳

安政五年十二月日

田反別拾壱町七反二畝廿九分五厘  
此高百五拾八石八斗六升六合武夕

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

長助 ㊞

六三

203 収納皆済目録 明治三年（一八七〇）三月

上田八歩作 ㊞ ㊞

金田庸右衛門

前書皆済目録之通相違無之もの也

午十二月

上田八歩作

分

金田庸右衛門

上田八歩作

相模國大住郡  
上粕屋村  
士族上納分  
皆済目録

明治三年  
相模國大住郡  
神奈川縣  
上粕屋村

御割付并

皆済目録

相模國大住郡  
上糟屋村

残反別八拾三町九反三畝九分

反別壱反六畝廿弐分 前々溝代引  
此高武石壱斗四升弐合

内

反別八反四畝廿七分 前々川欠山崩石  
此高三百九拾八石八斗壱升九合弐夕

此貢 米三石八斗八升三合 去已增  
米八拾九貫式百四拾五文式分

内永壱文三分

前々算違  
去已增

此高拾武石七斗三合 砂入永荒引  
合反別壱町壱畝拾九分

此高拾武石七斗三合

残反別拾町七反壱畝分五厘

此高百四拾六石壱斗六升三合弐夕

此貢米五拾三石五斗七升八合

内米拾武石三斗壱升六合

檢見去已增

内訳

上田四町七反四畝拾九分五厘 十五五

此高七拾三石五斗七升八夕

三畝廿壱ト

前々溝代引

此高五斗七升四合

内

壱反六畝廿五分五厘 前々川欠砂入引

此高武石六斗壱升弐合

合式反拾六ト五厘

此高七拾石三斗八升四合八夕

残四町五反四畝三分

此高七拾石三斗八升四合八夕

中田三町三反六畝六分五厘 十三五

此高四拾五石三斗九升三合八夕

七畝五分 前々溝代引

此高壱石弐斗弐斗壱合

此高四百石四升弐夕  
此高八升

反別壱畝分 前々溜池敷引

内  
此高四百石四升弐夕  
此高八升

烟反別八拾四町壱反壱畝式分

此高百四拾六石壱斗六升三合弐夕

合反別壱町壱畝拾九分

此高八升

内

反別壱反六畝廿三分 前々山崩永荒引

此高壱石壱斗四升壱合

合反別壱反七畝廿三分

此高壱石弐斗弐斗壱合

内 此高九斗六升七合  
武反八分五厘 前々川欠砂入引

此高武石七斗三升八合  
合武反七畝拾三分五厘

此高三石七斗五合  
残三町八畝廿三分

此高四拾壱石六斗八升八合八夕  
下田三町五畝分 十一五

此高三拾五石七升五合  
五畝拾武分 前々溝代引

此高四拾壱石六斗八升八合八夕  
上烟武拾町三反六畝拾七分五厘 八

此高四反四畝廿七ト五厘  
此高壱石九合  
残四反四畝廿七ト五厘

此高三斗九升壱合  
内 三反八畝拾壱分 前々川欠砂入山

此高四石四斗壱升武合 崩永荒引

合四反壱畝廿三分  
此高四石八斗三合  
残武町六反三畝七分  
此高三拾石武斗七升武合  
下々田五反六畝廿三分五厘 八五

此高四石八斗武升六合六夕  
式畝拾四分 前々溝代引

此高四石八斗武升六合六夕  
内五畝分 前々山崩永荒引

此高百六拾武石九斗武升六合七夕  
中烟拾六町八反五畝廿壱分五厘 五

此高八拾四石武斗八升五合八夕  
六五

内 此高武斗壱升  
九畝拾武分 前々川欠山崩永  
此高七斗九升九合 荒引  
合壱反壱畝廿六分  
此高壱石九合  
此高壱石九合  
此高百六拾武石九斗武升六合七夕  
此高八拾四石武斗八升五合八夕  
此高武斗五升  
大住郡上柏屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

残拾六町八反廿壱分五厘反永百武拾五文

此高八拾四石三升五合八夕

此高七拾八石壠斗八升五合五夕

下烟武拾六町六壠分五厘

三

此高七拾八石壠斗五升五合五夕

内壠畝分

前々山崩引

此高三升

残武拾六町五壠分五厘

反永百五文

此高七拾八石壠斗五升五合五夕

山烟八町八反三壠五分

武

此高拾七石六斗六升三合三夕

反永六拾文

山下烟七町七反四壠拾武分五厘

壠五

此高拾壠石六斗壠升六合武夕

反永三拾文

上田烟成壠反五壠拾八分

十五五

此高武石四斗壠升八合

反米三斗壠升

中田烟成三反武畝四分

十三五

此高四石三斗三升八合

反米三斗六升

下田烟成九反武畝五分

十一五

此高拾石五斗九升九合武夕

反米武斗六升

下々田烟成三反三壠拾五分

八五

此高武石八斗四升七合五夕

反米壠斗六升

屋敷武町五反壠畝八分

十

此高武拾五石壠斗六升

反永百五拾五文

六六

外

一烟大繩反別武町武反六壠七分五厘

(付箋)

壠倍五分増

此貢永九百七拾五文

内七反分

老町五反六壠七分五厘

反永五拾文  
反永四拾文

一永武貫文

水車運上

一米三斗三升五合

伝馬宿入用

一米壠石壠斗壠升八合

六尺給米

一永壠貫三百九拾七文三分

御藏米入用

米五拾八石九斗壠升四合

印割  
(印文奈県)  
納合

永九拾三貫六百拾七文五分

印割

右者當午御取納正租雜稅其外書面之通悉村中大小の百姓無甲乙割合  
也。來ル極月十日限急度可令皆済もの也  
(一八七〇)

明治三庚午年十月

井関齊右衛門 国

右村

名主

204

## 午御収納皆済目録

明治四年（一八七〇）正月付

組頭  
惣百姓

一永貢文 水車運上  
一米壱石六斗四升貳合 口米

斗立壱石七斗三升六合

米壱石五斗三升壱合  
斗立壱石六斗壱升八合

米納

相州大住郡  
上粕屋村

米壱斗壱升壱合  
斗立壱斗壱升八合

石代  
但右同直段

相州大住郡  
上粕谷村

一永貢七百六拾六文六分  
一米三斗三升五合

口永

代永六百七拾貳文六分

斗立三斗五升四合  
代永貢拾七文八分

斗立三斗五升四合

伝馬宿入用  
但右同直段

一米壱石壱斗壱斗八合

斗立壱石壱斗八升貳合

一米壱石三百九拾七文三分  
斗立壱石壱斗八升貳合

六尺給米

烟米石代  
但米壱石二付金五兩貳分

一永貢三百九拾七文三分

斗立四石壱斗四合

米五拾九石四斗四升

合

永百貢拾貳貫四百六拾七文三分

此拂  
三百九拾貳文八分

米壱石五斗九升六合三夕運貢米石代渡代永貢六百貢拾壱文

本途大繩場

大繩場

内永九拾貢貳百貢拾文貳分

内永九百七拾五文

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

金六両三分永百五拾三文五分

一禪宗宗源寺旦那

山口左司右衛門

戌六十九歲

六八

印割

納合

米五拾九石四斗四升  
永百拾壹貫八百四拾六文三分

妻

戌六十八歲

一同行寺

下男

一禪宗福昌院旦那当戌年 佐兵衛

死去 六十弐歳  
当八月より 十八歳

(印文・奈県)  
右者去午御収納正租雜稅其外畫面の通金皆済に付、一紙目録相渡も  
の也

井関富右衛門  
印

右村

名主

百姓代  
組頭

引取申け

一禪宗東善寺旦那

下女 きん  
下男 弁次郎

一淨土宗易性寺旦那

庄兵衛  
印

戌五十九歳

一同寺

女 房

〃五十三歳

一同時

伴 今 助

〃廿六歳

同人

(中略)

188 上粕谷村人別 文久三年（一八六二）三月

(表紙)

文久二戌年

相模国大住郡上粕谷村人別

三月

男武百六拾六人

女武百五拾人

右の通拙寺共代々檀那に紛無御座ひに付、印形仕差上申け。若宗門の儀に付、何角と申者御座候はゞ、拙寺共何方迄も罷出、急度申詣け可仕け。為後日宗門手形差上申処、仍而如件

文久二戌年三月

当国津久井県如雲寺末

同国大住郡上粕谷村

洞昌院

印

禪宗

右洞昌院末同村

禪宗

宗源寺

印

右洞昌院末同村

禪宗

金光寺

印

当国大住郡上粕谷村

普濟寺末

寶泉寺

印

同国同郡上粕谷村

禪宗

智光寺

印

同村同宗

右普濟寺末

当国足柄下郡湯本

早雲寺末

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

同国大任郡田中村

禪宗

鑑照寺

印

当国大住郡岡崎村

金剛頂寺末

福

印

同国同郡上粕谷村

金剛頂寺末

實相院

印

右金剛頂寺末

眞言宗

吉祥院

印

同村同宗

金剛頂寺末

自性寺

印

右金剛頂寺末

同村同宗

吉祥院

印

同村同宗

金剛頂寺末

自性寺

印

右金剛頂寺末

同村同宗

吉祥院

印

同國同郡三の宮村同宗

武州生越龍穂寺末

自性寺

印

同國同郡子安村

龍泉寺

泉竜寺

印

當國大住郡栗原村

保國寺

印

當國大住郡栗原村

龍泉寺

印

当国鎌倉比企谷

妙本寺末

法眼寺

印

同国大住郡下粕谷村

日蓮宗

易性寺

印

芝増上寺末

淨土宗

印

当国大住郡子安村  
東本願寺末

長徳寺

印

当国大住郡岡田村  
淨土真宗

順忍寺

印

甲州八代郡波木井村

久遠寺末

法泉寺

印

当国大住郡栗原村  
日蓮宗当国大住郡豊田村  
大智寺末

善福寺

印

(注コノ付箋ノ下ハ安樂寺)

御地頭所様  
御役所右の通當村中人別相改、宗旨寺判不残取之差上申い。召仕の者宗旨  
寺判の儀は、銘々主人方え取置申い。為後日印形仕差上申処、仍而  
如件

御知行所

相州大住郡上粕谷村

百姓代

伝右衛門

印

伊左衛門

龜次郎

印

文久二戌年

三月

忠藏

重兵衛

印

組頭

善兵衛

印

治郎左衛門

惣左衛門

印

又右衛門

芳五郎

印

九兵衛

長助

印

庄三郎

兵衛

印

芳五郎

長助

印

九兵衛

助

印

庄三郎

兵衛

印

名主

助

印

前書之通相違無御座ひ、以上

山口左司右衛門

印

さて、このような環境の中で山口作助自身が、この上粕屋村の中で  
もつていた屋敷の規模は、次のようなものであった。

元治二年(一八六五)乙丑年二月

金田 卓尔

印

金田庸右衛門

山口 作助殿

192 屋敷地年貢免許状 元治二年(一八六五)年二月

(注、目録の表題を訂正する)

相模国大住郡

上粕谷村

山口 作助

### 小括

本報告では、本誌前号に提示した山口文書目録の、主として近世編のIの取扱い、IIについての内容の特色などに留意しつゝ、上粕屋村と山口家についての基礎的知識の掌握につとめるため、基礎的資料の紹介を実施した。冒頭にも述べたように、今後、左七・左司右衛門・作助の体験した幕末の諸問題に関する史料や記録の紹介と、左七郎自身の思想形成と政治活動・経済活動の動向を示すものを順次紹介していく予定である。

本稿は、表題に示した四人の協同研究者が所蔵者山口助教授や協力者たち（前号参照）と交流しつゝ進めて来た共同研究の成果をもととして、福田の担当を以てまとめた。したがって文責は一に福田にある。（一九七九・八・三一）

一住居地六反五畝半	内訳
屋敷堀畝拾八歩	字石倉御座松
中畠四畝廿七歩半	同 所
下畠三畝拾七歩	同 所
上畠堀反七畝歩	字七五三引大道脇
中畠五畝廿堀歩	同 所
上畠八畝拾五歩	同 所
上畠九畝拾三歩	同 所
上畠堀反四畝九歩	同 所

右は其方居屋敷地の分、前書の通御年貢永々免除被  
仰付ゆ条仍如件

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）